る国保会

~ 医療費が高額になったとき(その2) ~

医療機関などに支払った自己負担額が一定の限度額を超えた場合、申請をして認めら れると、「高額療養費」として払い戻しが受けられます。

自己負担の限度額は、69歳以下の方と70歳以上74歳以下の方で異なっており、今回 は70歳以上74歳以下の方について説明します。

【70歳以上74歳以下の方の場合】※69歳以下の方については前号(その1)をご覧ください。 ひと月の間に外来のみの場合は、個人ごとに合算し限度額(A)を適用。入院した方が いる場合は、世帯内で合算し限度額(B)を適用します。

■自己負担限度額

所得区分	限度額〔A〕 外来(個人単位)	限度額〔B〕 外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者※ 1	44,400円	80,100円 ■医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算 ■過去12カ月以内に限度額(B)を超えた払い 戻しが4回以上あった場合、4回目以降は 44,400円
一 般	12,000円	44,400円
住 民 税 区分Ⅱ※2	8,000円	24,600円
非課税世帯 区分 [※3	8,000円	15,000円

区分 | 、 | の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証 | が必要となります。役場 の窓口に交付の申請をしてください。

- ※1 現役並み所得者とは、一定以上の所得(課税所得が年145万円以上)がある70歳 以上74歳以下の国保被保険者のいる世帯の方のことです。
- ※2 区分 | とは、世帯主および国保の被保険者全員が住民税非課税である世帯の方 のことです。
- ※3 区分 | とは、世帯主および国保の被保険者全員が住民税非課税で、かつ各所得 が必要経費(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円 となる世帯の方のことです。

70歳以上74歳以下の自己負担額の計算ポイント

- ●月ごと(1日から末日まで)の受診について計算します。
- ●外来の自己負担額は、個人ごとに合算します。
- ●入院を含む自己負担額は、世帯内の70歳以上74歳以下 の方で合算します。
- ●病院や診療所、調剤、歯科の区別なく合算します。
- ●入院した場合の食事代や保険がきかない差額ベッド料な どは対象外です。



○お問い合わせ

【本 广】健康福祉課 国保係

☎43-2116(直通)

【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係 **☎**55-3111(直通)